

## ローリングタワー(イントレ)の使用について

---

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則改正に伴い、ローリングタワー(イントレ)の組立て解体・変更・移動作業を行う場合、作業者全員に「足場の組立等特別教育」の受講が義務づけられました。

また、高さ5m(4段)以上を組立て解体・変更・移動作業を行う場合には、「足場の組立て等作業主任者」の立会いが必要になります。

ローリングタワーの貸出の際には「ローリングタワー(移動式足場)の設置・使用計画書」を記入いただきます。

組み立て作業後と使用開始前には作業主任者もしくは作業指揮者が「ローリングタワー(移動式足場)の開始前・作業後点検表」による安全チェックを行っていただきます。(書類は撮影終了まで保管ください)

ローリングタワーをご使用になられる場合は事前に営業窓口にご連絡ください。

## 講習に関して

---

「足場の組立等特別教育」「足場の組立て等作業主任者」の講習に関しましては下記機関にお問い合わせください。

一般社団法人 労働技能協会 03-3557-5621 URL:<https://www.rougi.or.jp/>

技術技能講習センター株式会社 03-6914-9674 URL:<http://tec-skill.co.jp/schedule/>